



■ 神埼市 仁比山神社の紅葉

今月の記事

C O N T E N T S

● 日本年金機構	
• 11月は「ねんきん月間です」	2
• 年金受給者の皆様へ 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう!	2
• 健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ 「被扶養配偶者非該当届」の提出のお願い	3
● 全国健康保険協会 佐賀支部	
• 加入者・事業主の皆様へ 交通事故で健康保険証を使用する場合	4~5
● 佐賀県社会保険協会	
• 平成26年度 社会保険事務講習会のごあんない	6
• ウォーキングマップ(佐賀市:はがくれの里をたずねて)	7
• 年金相談窓口開設等のご案内	8
• 国民年金保険料収納業務を委託している民間事業者が代わりました	8

職場内で回覧しましょう

11月はねんきん月間です

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくために、公的年金制度の普及や啓発活動をいたします。

全国的な取組



- 公的年金制度の意義や、公的年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて、皆さまと一緒に考えていきたいと「わたしと年金」をテーマとして、公的年金の大切さ・関わりなど、エピソードを盛り込んだ内容で、広く国民の皆さまにエッセイをご応募いただきました。優秀作品につきましては、日本年金機構ホームページで11月下旬に発表させていただきます。

佐賀県での取組



- 会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行っていただく「年金委員（健康保険委員）」の皆様へ、『年金委員（健康保険委員）研修会』を実施いたします。次世代を担う世代の方へ、年金制度の普及・啓発活動の取組として、大学生等の方を対象にした「年金セミナー」を実施いたします。

11月30日は年金の日と定められました

国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とすることが定められました。

「年金の日」の取り組みとしまして、佐賀県の各年金事務所では11月30日(日)に年金相談を実施いたします。(相談時間 午前9:30～午後4:00まで)

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL 0954-23-0121

年金受給者のみなさまへ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう!

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額(※)以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

※ 65歳未満の方 年金額 **108万円** 65歳以上の方 年金額 **158万円**

そのため、配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となる方へ11月上旬に日本年金機構から送付されます。

※源泉徴収の対象とならない方には、このハガキは送付されません。



この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、提出された場合より源泉徴収税額が多くなる場合があります。提出期限までに忘れずに提出してください。

お問い合わせは
「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165へ!

健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ

「被扶養配偶者非該当届」の提出のお願い

平成26年12月から、従業員(第2号被保険者)の配偶者が被扶養配偶者(第3号被保険者)に該当しなくなった場合、届出が必要となります。

届出漏れを防ぐため、従業員(第2号被保険者)および被扶養配偶者(第3号被保険者)にも周知をお願いします。

届出が必要となるケース

- ① 被扶養配偶者(第3号被保険者)の収入が基準以上に増加し、扶養から外れた場合
- ② 従業員(第2号被保険者)と離婚した場合

※従業員(第2号被保険者)の退職等により第1号被保険者となる場合は、その事実を日本年金機構において確認できるため、届出は不要です。

※このお届けがないと、当期間は年金の受給資格期間に算入されません。

● 届出方法と手続きの流れ ●

1 事業主の方 被扶養配偶者非該当届の受付

- ▼ 第3号被保険者の方が上記の①または②に該当した場合、「被扶養配偶者非該当届※」を第3号被保険者から直接受け取るか、従業員を経由して受け取って下さい。
- ▼ ※「被扶養配偶者非該当届」は現在の被扶養者異動届の3枚目の「国民年金第3号被保険者関係届」に含まれます。

2 受付日の記載・内容の確認等

- ▼ 提出された「被扶養配偶者非該当届」に受付日を記入し、当該者の基礎年金番号や届出内容の確認を行ってください。
- ▼ 確認後、提出年月日および代表者氏名等を記入、押印のうえ、管轄の事務センターまたは年金事務所に提出してください。

3 日本年金機構 第1号被保険者となるための手続きの勧奨

日本年金機構は、「被扶養配偶者非該当届」の提出に基づき、第1号被保険者へ変更するために必要な手続きの勧奨を行います。

※第3号被保険者であった方は、「被扶養配偶者非該当届」とは別に、お住まいの市(区)役所または町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続きが必要です。



お問い合わせ先

佐賀年金事務所

唐津年金事務所

武雄年金事務所

● 厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192

● 国民年金課 TEL0952-31-4194

● 厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162

● 国民年金課 TEL0955-72-5163

● 厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

● 国民年金課 TEL0954-23-0123

加入者・事業主の皆様へ

交通事故で健康保険証を使用する場合

皆様ご存じのとおり、業務中や通勤途中での負傷については、健康保険証を使用できません。
では、休日やレジャー等、業務外で自動車に乗車中、交通事故が起きてしまった場合、健康保険証は使用できるのでしょうか？

ポイント 自損事故なのか、加害者が存在する事故なのか

自損事故(電柱に衝突等)の場合

協会けんぽに届出いただくことで、健康保険証を使用して受診できます。

●届出書名:『交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届』

※届出書はご連絡いただければ送付いたします(協会けんぽのホームページからも取得できます)。

※冒頭のとおり、業務中や通勤途中での負傷については、健康保険証を使用できません。



加害者が存在する場合

原則は…健康保険証は使用できず、当事者間で治療費の負担を図ります。

自動車事故等の第三者の行為によって負傷をした場合、加害者が被害者に対して損害賠償責任が生じます。そのため健康保険証を使用せず、全額自費扱いで加害者が直接治療費を負担することになります。

※怪我された方が同乗者の場合で、相手車が存在しない(電柱に衝突等)場合は運転者が加害者の扱いとなります。



医療機関で
受診



治療費(全額自費扱い)

当事者間の話し合いで治療費を負担

例 交通事故における加害者の過失が9割であれば被害者の治療費の9割を加害者負担。残りの1割を被害者負担。

しかし、現実問題として、ひき逃げに遭われた場合や加害者に支払い能力がない場合もあります。この場合、被害者の経済的負担は決して小さくありません。右ページをご覧ください。▶▶▶▶▶

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索



そこで・・・

被害者救済の意味から、以下の3つの条件を全て満たせば健康保険証を使用できます。

条件① 負傷原因が業務外のものであること

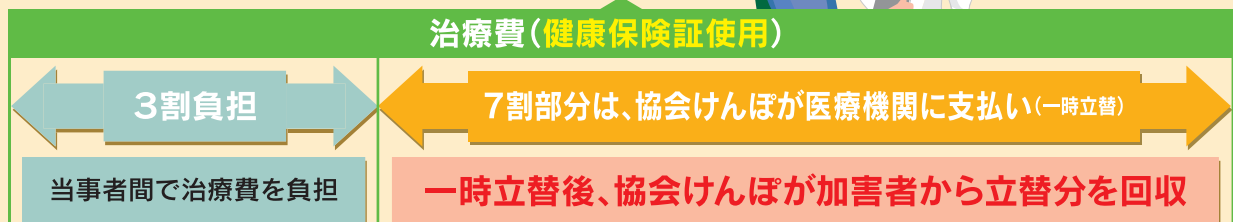
- 業務中、通勤途中の負傷は労務災害に該当します。健康保険は使用できません。

条件② 協会けんぽに『交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届』をご提出いただくこと

- 健康保険法施行規則第65条に、健康保険証を使用する場合は上記届の提出義務がある旨が記載されています。
- 届出書はご連絡いただければ送付いたします。(協会けんぽのホームページからも取得できます)

条件③ 当事者間で示談をしていないこと

- 示談日以後の受診分は、健康保険が適用されなくなります。示談は完治してから行なうようにしてください。



● ご注意! ●

よくある健康保険証の誤った使用事例

- 通勤途中、信号待ちして停車していたところ、後ろの車から追突された。信号待ちして停車していた自分は全く悪くないので、通勤途中で労災保険の扱いとも思ったが、停車していた自分に過失がないため健康保険証を使用したケース。

上記のようにご自身に過失がないケースでも、業務中、通勤途中による負傷ですので、健康保険証は使用できません。全額自己負担か労災保険の扱いで受診します。誤って健康保険証を使用した場合、協会けんぽは受診者に治療費の返還を求めることになります。

事業主の皆様も、誤って健康保険証を使用しないよう従業員様にお呼び掛けください



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611(代表)



平成

26
年度

社会保険事務講習会のご案内

新任担当者のための適用事務 **初級編**

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、社会保険の適用の基礎をわかりやすく学びます。

講師 ● 社会保険労務士

地区	日程	会場
佐賀会場	平成26年11月6日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	平成26年11月7日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	平成26年11月10日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	平成26年11月11日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

新しく事務担当になられた方

参加費

会員事業所は無料

(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

社会保険事務講習会 参加申込書

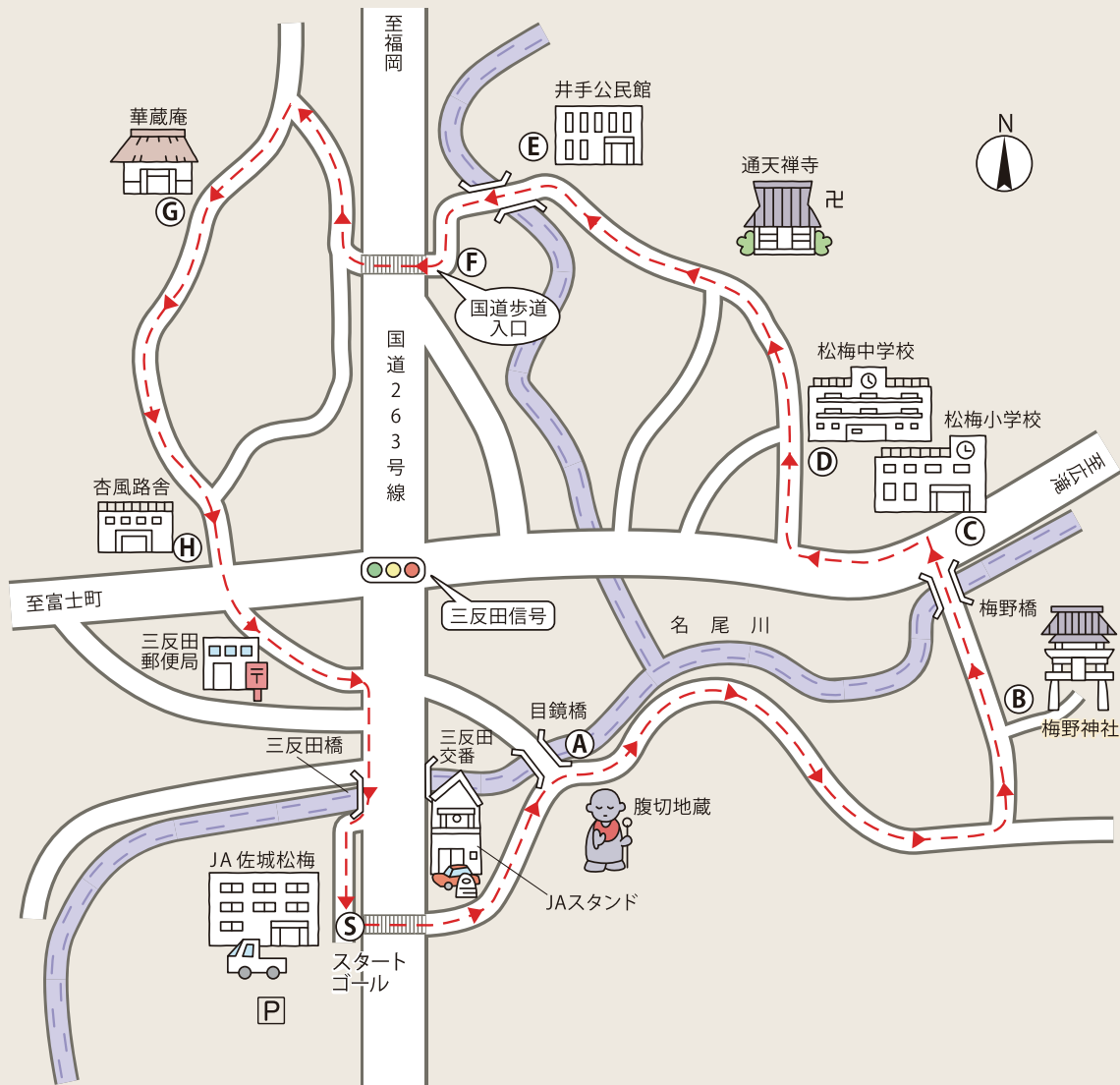
整理番号				☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津) 会場 / 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒			TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

No.20 佐賀県 ウォーキングマップ

はがくれの里をたずねてコース

起点の所在地 ● 佐賀市大和町松梅



コースの距離と時間 (総距離・時間: 3.2km・41分)

⑤ JA佐城松梅 → 0.3km (4分) → ③ 華蔵庵 → 0.7km (8分) → ② 杏風路舎 → 0.3km (4分) → ① 三反田郵便局 → 0.3km (4分) → ④ 三反田橋 → 0.3km (4分) → ⑥ 国道歩道入口 → 0.2km (3分) → ⑦ 井手公民館 → 0.3km (4分) → ⑧ 松梅中学校 → 0.3km (4分) → ⑨ 松梅小学校 → 0.2km (3分) → ⑩ 梅野神社 → 0.2km (3分) → ⑪ 目鏡橋 (A) → 0.8km (9分) → ⑫ JA佐城松梅 (スタートゴール)



名尾川のせせらぎを聞きながら、秋の松梅を満喫してください。この地区は「はがくれの里」として華蔵庵は整備され、慈悲の心を考えた堪然和尚が祀っております。また、これに関連した腹切地藏もありますので、歴史ある松梅を堪能してください。

照会先 ● 佐賀市 健康づくり課 (ほほえみ館) TEL 0952-40-7281
 ● 佐賀市役所大和支所 保健福祉課 TEL 0952-51-2420

平成26年12月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 東庁舎 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 延長相談 19時まで	16 鹿島市民会館 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 延長相談 19時まで	23	24 有田町役場 本庁舎 (予約)	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29	30	31			

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15~19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30~16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談 予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

国民年金保険料収納業務を委託している 民間事業者が代わりました

佐賀県の年金事務所では、国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務」を、民間事業者に委託しています。

佐賀年金事務所・唐津年金事務所・武雄年金事務所管内で納付督促を行う民間事業者

株式会社 バックスグループ

電話番号 0120-963-729 受付時間 9:00~20:30 (水曜日、年末年始を除きます。)

ご注意

民間事業者が保険料を収納する場合は、お客様が納付書をお持ちの場合に限られています。指定口座に保険料振込みを依頼することは絶対にありません。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成26年11月分保険料の

納付期限は平成27年1月5日(月)です。